

平成27年12月17日

各 位

会 社 名 ビジネス・ワンホールディングス 株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 尾 崎 朝 樹
(コード:4827 Q-Board)
問 合 せ 先 執行役員経営戦略室長 和 田 敏 紀
(TEL. 092-534-7210)

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、平成27年12月17日開催の取締役会において、当社の経営理念の実現を目指すとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼が得られるよう、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その改善に取り組むことを目的として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定致しましたので、別紙のとおりお知らせ致します。

本ガイドラインは、以下の構成にて制定しております。

- 序 文 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
- 第1章 株主の権利・平等性の確保
- 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 第3章 適切な情報開示と透明性の確保
- 第4章 取締役会等の責務
- 第5章 株主との対話
- 第6章 その他

以 上

コーポレートガバナンス・ガイドライン

平成 27 年 12 月 17 日

ビジネス・ワンホールディングス株式会社

コーポレートガバナンス・ガイドライン

序 文	コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
第1章	株主の権利・平等性の確保
第2章	株主以外のステークホルダーとの適切な協働
第3章	適切な情報開示と透明性の確保
第4章	取締役会等の責務
第5章	株主との対話
第6章	その他

序 文 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営管理機能の強化・充実を経営の重要課題として捉え、企業行動規範、倫理規程及び内部統制基本方針を制定し、社内の管理体制の拡充を推進しております。また、各種リスクに対する管理、役職員の高いモラルの維持、内部監査の実施などを目的に社内規程を整備し、その遵守の徹底を心がけております。

第1章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利の確保)

1. 当社は、株主の権利が実質的に確保され、適切に行使できるよう、環境の整備を行ってまいります。
2. 取締役会は、株主総会において可決に至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。
3. 経営判断の機動性・専門性の確保の観点から、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するにあたっては、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制が整っているか否かの検討を行います。
4. 株主の権利の重要性を踏まえ、少数株主に認められている権利を含め、その権利行使の確保に十分配慮します。

(株主の平等性の確保)

いずれの株主も、その有する株式の内容及び数に応じて平等に扱います。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)

1. 長期的な企業価値の向上に向け、お客様、役職員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、経営理念に掲げる考え方を当社グループ全体で共有するため、業務全般に亘る行動指針である行動規範を経営理念に基づき定め、当社グループの全役職員に対し周知及び徹底を図ります。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

当社は、法令に基づく開示のほか、経営戦略・経営課題等、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めます。

第4章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

1. 取締役会は、会社法及びその他の法令に規定された事項、定款に規定された事項、「取締役会規程」に定められた重要事項、株主総会の決議により委任された事項を決定します。
2. 取締役会は、会社を取り巻く様々なリスクを分析、評価し、その対処と予防を図ります。
3. 取締役会は、会社の経営理念に基づく経営ビジョンや経営戦略について建設的な議論を行います。
4. 取締役会は、業務執行責任者から報告を受ける事業計画等を審議し、業務の執行状況の監視、監督を行うとともに、適切なリスク管理体制を支える環境整備を行います。
5. 取締役会はコンプライアンスに関わる体制や、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているか否かの監督を行います。

(監査役及び監査役会の役割・責務)

1. 監査役及び監査役会は、取締役の職務執行の監査、外部会計監査人の選任及び解任または不再任に関する議案の内容の決定、監査報酬に関わる権限の行使等の役割・責務を果たします。監査役及び監査役会は、業務監査、会計監査をはじめとする適法性監査における責務を十分に果たすため、能動的、積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べます。

2. 監査役及び監査役会は、独立社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく、情報収集ができるように連携します。

第5章 株主との対話

(株主との対話)

取締役は、株主の声に耳を傾け、経営の状況や経営方針等に理解を得ることで、中長期的な成長と持続的な企業価値の向上を図るべく、株主と建設的な対話を行います。

第6章 その他

(改訂)

本ガイドラインの改訂は取締役会の決議によります。

(制定)

平成27年12月17日制定

以 上